

日程第 2 議案第 4 5 号

熊谷市立江南図書館の臨時休館日について

熊谷市図書館条例第 2 条に基づき、熊谷市立江南図書館について、臨時の休館日を次のとおりとしたい。

臨時の休館日	令和 6 年 1 月 1 0 日及び 1 1 日
--------	--------------------------

説明

江南図書館の空調工事を実施するに当たり、利用者の安全を確保するとともに円滑に施工するため、臨時の休館日进行けるものであります。

9. 図書館条例その他規則等

資料

○熊谷市立図書館条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 110 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
熊谷市立熊谷図書館	熊谷市桜木町二丁目 33 番地 2
熊谷市立熊谷図書館熊谷駅前分室	熊谷市筑波二丁目 82 番地
熊谷市立妻沼図書館	熊谷市妻沼東一丁目 1 番地
熊谷市立大里図書館	熊谷市津田 1 番地 1
熊谷市立江南図書館	熊谷市千代 325 番地 1

一部改正〔平成 18 年条例 48 号・112 号〕

(職員)

第 3 条 図書館に館長及び専門的職員を置き、その他必要と認める職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、熊谷市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 27 日条例第 48 号)

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 112 号)

この条例は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

○熊谷市立図書館条例施行規則

平成 17 年10 月 1 日教育委員会規則第 43 号

(目的)

第 1 条 この規則は、熊谷市立図書館条例(平成 17 年条例第 110 号)第 4 条の規定に基づき、熊谷市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、教育委員会に諮り、休館日を変更し、又は臨時に休館日設けることができる。

(1) 熊谷図書館及び大里図書館

ア 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。)又は熊谷図書館(美術・郷土展示室を除く。)においては熊谷市立小・中学校管理規則(平成 17 年教育委員会規則第 16 号)第 3 条第 6 号に規定する夏季休業日に当たるときを除く。)

イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときを除く。)

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

エ 館内整理日(毎月第 1 金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たるときは、第 2 金曜日とする。)

オ 特別整理期間(年間 14 日以内)

(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室

ア 日曜日

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(3) 妻沼図書館及び江南図書館

ア 火曜日(この日が国民の休日に当たるときを除く。)

イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときを除く。)

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

エ 館内整理日(毎月第 1 金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たるときは、第 2 金曜日とする。)

オ 特別整理期間(年間 14 日以内)

一部改正〔平成 18 年教委規則 5 号・16 号・19 年 17 号・22 年 2 号・31 年 10 号・令和元年 14 号〕

(利用時間)

第 3 条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 熊谷図書館 午前 9 時から午後 7 時まで

(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室 午後 1 時から午後 8 時まで

(3) 大里図書館、妻沼図書館及び江南図書館 午前9時から午後7時（利用日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときは、午後5時）まで
2 館長は、必要と認めるときは、教育委員会に諮り、前項に規定する利用時間を変更することができる。

一部改正〔平成18年教委規則5号・16号・19年17号・24年6号・26年1号・27年1号・30年2号・令和元年14号〕

(利用の制限)

第4条 この規則又は館長の指示に従わないものに対しては、図書館の利用を禁止することができる。

(損害賠償)

第5条 利用者が自己の責に帰すべき事由により、図書館の施設設備又は備品若しくは資料を破損、汚損若しくは亡失したときは、現品又は館長が相当と認める代価をもって賠償しなければならない。

(個人貸出し)

第6条 図書館資料の個人館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町又は寄居町に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者
- (2) 太田市、千代田町又は大泉町に居住している者
- (3) 館長が特別の理由があると認めた者

一部改正〔平成18年教委規則5号・19年17号・25年6号・30年8号〕

(団体貸出し)

第7条 図書館資料の団体館外貸出しを受けることのできる団体は、市内の公共団体、学校、社会教育関係団体、事業所又は館長が認めた団体（以下「団体」という。）とする。

全部改正〔平成25年教委規則6号〕

(利用手続)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書（個人）（様式第1号）を提出するとともに、第6条第1号又は第2号の市又は町に居住する者にあつては住所を証明する書類を、通勤し、又は通学している者にあつては当該書類及び通勤先又は通学先を証明する書類等を提示し、利用カード（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、利用申込書（団体）（様式第3号）を提出し、館長の承認を受け、前項の利用カードの交付を受けなければならない。

3 利用カードは、利用の都度提示しなければならない。

4 利用カードの記載事項に変更があつたとき、又は紛失したときは、速やかに館長に届けなければならない。

5 交付を受けた利用カードは、他人又は他の団体に貸与し、又は譲渡してはならない。

一部改正〔平成 25 年教委規則 6 号・27 年 1 号・30 年 8 号〕

(貸出し点数及び貸出し期間)

第 9 条 資料の貸出し点数及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めるときはこの限りでない。

区分		貸出し点数	貸出し期間
個人	図書	10 点以内	2 週間以内
	視聴覚資料	3 点以内(図書とあわせ 10 点以内とする。)	2 週間以内
団体	図書	100 点以内	30 日以内

一部改正〔平成 26 年教委規則 1 号・令和 4 年 1 号〕

(電子書籍の利用)

第 9 条の 2 電子書籍(インターネットによる利用が可能とされた電磁的記録で、図書館資料(電磁的記録を除く。)と同等の内容を有するものをいう。)の利用について必要な事項は、館長が別に定める。

追加〔平成 29 年教委規則 2 号〕

(貸出し制限)

第 10 条 館長が特に指定した資料は、貸出しをしない。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出しの停止)

第 11 条 館長は、資料を返却期間内に返却しないものに対し、一定期間資料の貸出しを制限することができる。

(資料の複写)

第 12 条 図書館所蔵資料に限り、複写(コピー)を受け付ける。

2 館長は、複写が不適切と認める場合は、その対象を制限できる。

(著作権法の遵守)

第 13 条 複写に当たっては、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条の規定を遵守する。

(複写の申込み手続き)

第 14 条 複写を希望する者は、図書館資料複写申込書(様式第 4 号)を資料とともに係員に提出する。

一部改正〔平成 25 年教委規則 6 号〕

(複写費用)

第 15 条 前条に規定する複写に要する費用は、実費として 1 枚につき白黒複写 10 円を徴収する。

全部改正〔平成 21 年教委規則 10 号〕

(資料の管理原則)

第 16 条 資料は、図書館の設置目的に沿って館長が管理する。

2 資料は、原則としてすべて公開し、貸出する。

(資料の公開制限)

第 17 条 館長は、特別な理由があると認めるときは、資料の公開を制限することができる。

(貸出し禁止資料)

第 18 条 館長は、館外貸出しを禁止する資料を指定することができる。

(移動図書館)

第 19 条 熊谷市を巡回して、資料の貸出し、その他図書館サービスを行うため移動図書館を設けることができる。移動図書館については、本規則を準用する。ただし、第 9 条に規定する貸出期間は、次の巡回日までとする。

(事務分掌)

第 20 条 熊谷図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管理サービス係

- ア 公印の管理に関すること。
- イ 職員の服務に関すること。
- ウ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- エ 広報に関すること。
- オ 熊谷市立図書館協議会に関すること。
- カ 統計及び調査に関すること。
- キ 図書館間の連絡調整に関すること。
- ク 資料の選定、収集、管理及び保存に関すること。
- ケ 資料の利用に関すること。
- コ 読書案内、読書相談及び調査研究に関すること。
- サ 行事の企画及び開催に関すること。
- シ 寄贈及び寄託資料に関すること。
- ス 移動図書館等館外サービスに関すること。
- セ その他他の係に属さないこと。
- ソ 図書館の庶務に関すること。

(2) 美術、郷土係

- ア 美術、郷土資料の収集、保管、展示、利用等に関すること。
- イ 標本、模写、模型等の資料の作成に関すること。
- ウ 美術、郷土資料の調査及び記録に関すること。
- エ 解説目録等の編集及び発行に関すること。
- オ 研究会、講座等に関すること。
- カ その他美術及び郷土に関すること。

2 熊谷図書館熊谷駅前分室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資料の利用に関すること。
- (2) その他図書館のサービスに関すること。

3 妻沼図書館、大里図書館及び江南図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資料の選定、収集、管理及び保存に関すること。
- (2) 資料の利用に関すること。

- (3) 読書案内、読書相談及び調査研究に関すること。
- (4) 行事の企画及び開催に関すること。
- (5) 寄贈及び寄託資料に関すること。
- (6) その他図書館のサービスに関すること。

全部改正〔平成 27 年教委規則 1 号〕、一部改正〔平成 29 年教委規則 5 号〕

(職務代理)

第 21 条 館長に事故があるときは、副館長がこれを代理し、館長及び副館長ともに事故があるときは、当該所属の上席の係長がこれを代理する。

一部改正〔平成 27 年教委規則 1 号・30 年 2 号〕

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成 27 年教委規則 1 号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市立図書館管理規則(昭和 54 年熊谷市条例第 40 号)又は妻沼町立図書館管理運営規則(平成 5 年妻沼町教育委員会規則第 6 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(江南町の編入に伴う経過措置)

3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町立図書館の管理に関する規則(平成 8 年江南町規則第 7 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

追加〔平成 19 年教委規則 17 号〕

附 則 (平成 18 年 1 月 11 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 7 日教委規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 1 月 10 日教委規則第 17 号)

この規則は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 8 日教委規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 5 月 1 日教委規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第 5 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 9 月 11 日教委規則第 10 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 8 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日教委規則第 6 号）
この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 2 日教委規則第 6 号）
この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 14 日教委規則第 1 号）
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日教委規則第 1 号）
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日教委規則第 5 号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 5 日教委規則第 8 号）
この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日教委規則第 10 号）
この規則は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元 年 11 月 8 日教委規則第 14 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 1 日教委規則第 4 号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 1 日教委規則第 1 号）
この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。